

令和7年度 豊田市立冷田小学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは人間として絶対に許されない行為であり、同時に、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす行為である。また、どの児童も被害者にも加害者にもなりうる。

これらの基本的な考えを基に、教職員一人一人がいじめの問題の重大性を正しく認識し、日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。何より学校は、児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。

そうした中で、児童が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間とともに人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

本校では、保護者・地域と連携して、少人数教育のよさを生かしながら「開かれた学校づくり」をめざす。そのため、冷田地区の豊かな自然を生かし、人情味のある山里の人々の協力を得ながら豊かでたくましい心を育てる。道徳教育を中心に、学校生活や身近な自分の生活と関連させながら、人とのかかわり方を学び、相手の立場に立った思いやりの心を実践的に育てる。日頃から児童の安心・安全な学校生活を脅かす“いじめ”へのアンテナを高くし、予防に心がける。いじめを把握したときには、全職員への共通理解を図り、教師集団として一丸となって対処していく。必要に応じて、専門機関、地域の有識者等と連携を取り合い、解決に向けて毅然と対処する。

(1) 育てたい児童の姿

豊かで、たくましい心づくり

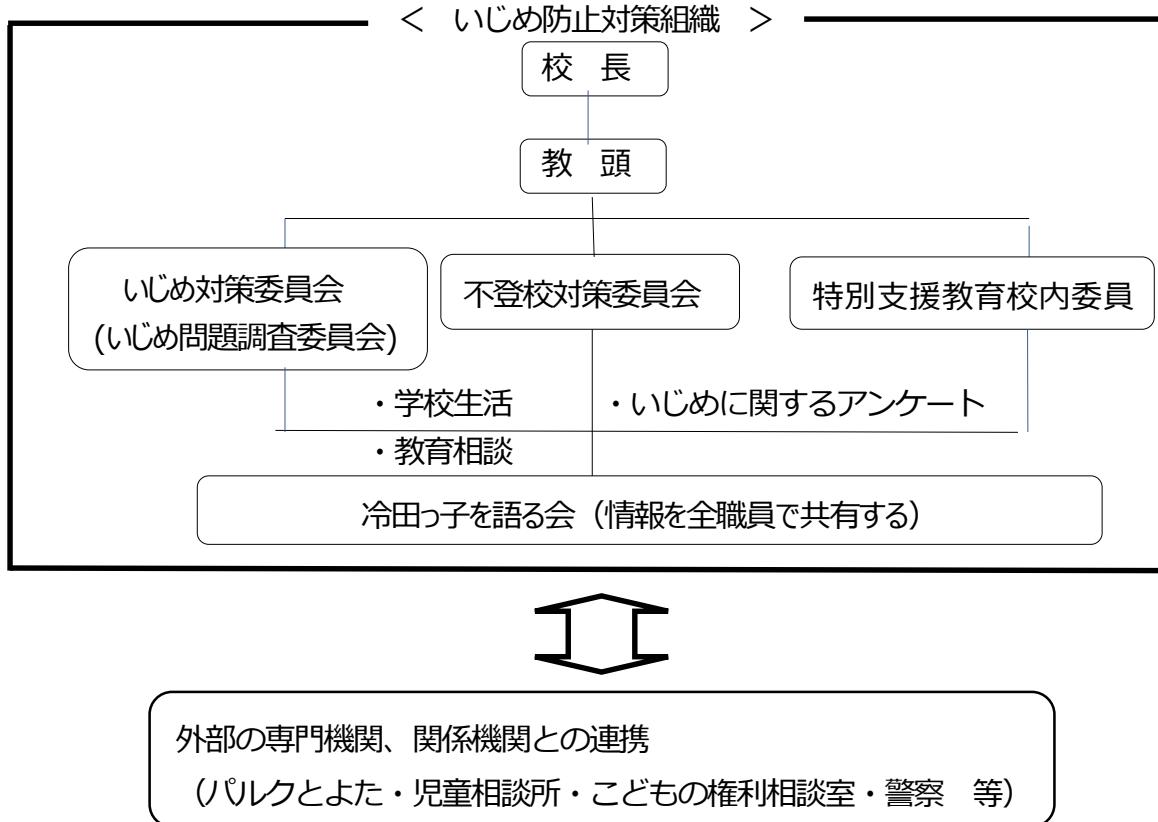
- ・学校、家庭、地域において、児童一人一人に自分の居場所があり、伸び伸びと生活できる。
- ・学校や地域と積極的にかかわり、地域やお互いのよさに気づき、地域を愛すると共に温かい人間関係を築く。

(2) 学校の役割

- ・子どもが安心して、楽しく通いたくなるような学校づくりをめざす。
- ・子どもとのふれあいを大切にし、共感の気持ちをもって子どもと接する。
- ・日頃から、子どもの小さな変化を見逃さない姿勢に心がけ、いじめを発見した時には、早期に毅然とした態度で対処する。
- ・職員間、家庭との情報交換を密にし、連携を図っていじめに対応する。

2 いじめ防止対策組織

校内に「いじめ防止対策組織」として、「いじめ対策委員会」と「冷田っ子を語る会」を設置し、いじめのささいな兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携し、適切な援助を求める。



(1) 「いじめ対策委員会」の役割

- ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認
 - ・教員による「点検と見直しのためのチェックシート」や「保護者アンケート」を実施し、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。
- イ 教職員への共通理解と意識啓発
 - ・4月の職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
 - ・毎月の生活アンケートやいじめアンケート、教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効性のあるいじめ防止対策に努める。
 - ・教職員の資質能力向上を目指し、いじめ防止に関する校内研修や伝達講習を計画・実施する。
- ウ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発
 - ・隨時、学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況や学校自己評価の結果等を発信する。

工 いじめへの対処

- ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、いじめの解消にむけた指導・支援体制を組織する。
- ・事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・必要に応じて、支援・指導の方針と結果について「いじめ早期相談票」を作成し、教育委員会へ報告する。
- ・いじめ解消の判断をする。
- ・重大事態が疑われる場合、直ちに「臨時いじめ対策委員会」を開催し、対応を協議する。なお、この「臨時いじめ対策委員会」は「いじめ問題調査委員会」を兼ねる。
- ・犯罪行為が疑われるいじめについて、直ちに「臨時いじめ対策委員会」を開催し、警察への相談・通報の必要性を判断する。
- ・警察との連携が必要と判断した場合、また、判断に迷う場合は、パリクとよた担当指導主事へ連絡し、あわせて「いじめ早期相談票」を提出する。
- ・パリクとよたの指示のもと、学校から警察署（生活安全課）へ連絡・通報し、適切な援助を受ける。

(2) いじめ対策委員会の構成員

〈教職員〉

- 校長 ○教頭 ○教育相談コーディネーター ○教務主任
 - 教育相談主任 ○生徒指導主任 ○学級担任 ○養護教諭
 - スクールカウンセラー ○スクールソーシャルワーカー 等
- ※必要に応じて、保護者の代表や校外の専門的な知識を有する方を加える
- 民生委員 ○学校運営協議会 ○P T A 役員 等

(3) 「冷田っ子を語る会」の役割

- ・全職員で児童の実態と指導方針の共通理解をし、いじめ問題に対して組織的に対応する。

(4) 「いじめ対策委員会」と「冷田っ子を語る会」の開催時期

- ア 学校全体の様子を把握し、いじめ防止・いじめ対策に努めるために、定期的に「いじめ対策委員会」を開催する。
- イ 「冷田っ子を語る会」を月1回実施し、児童の様子について、教師が情報交換を行う。児童の悩み、健康面、人間関係など、児童を多角的にとらえ、職員間の共通理解を図って子どもと接する。
- ウ 緊急にいじめ事案への対応が求められる場合については、「いじめ対策委員会」を臨時に開催する。

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) 未然防止の取組

- ア 児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。
- イ 児童の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育(権利学習プログラム)の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- エ デジタル・シティズンシップ教育を推進し、児童がインターネットやSNSの正しい利用とマナーについての理解を深め、責任ある行動ができるように指導する。
- オ 感染症などに関連するいじめや偏見、差別をなくすよう学校全体で指導する。
- カ 児童自らがいじめについて考え、主体的に行動できる取組を充実させる。

(2) 早期発見の取組

- ア 生活アンケート(毎月1回)や教育相談(6月、11月の年2回)、通学団会(隔月1回)、スクールカウンセラーによる面談(年2回及び随時)、こころの健康観察を実施し、児童の小さなサインを見逃さないように努める
- イ 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努めるとともに、スクールカウンセラーや心の相談員と連携して、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ウ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、児童が相談しやすい環境を整える。
- エ 定期的に「教員チェックシート」を実施して学級の様子を把握し、いじめの兆候の把握に努める。
- オ 教職員間で情報共有する「冷田つ子を語る会」を毎月1回設け、一人の判断で見逃したり、抱え込んだりすることがないようにする。
- カ 「いじめのサイン発見チェックシート(保護者用)」を学校ホームページに掲載し、保護者が早期発見できるようにする。

(3) いじめへの対処

- ア いじめの発見・通報を受けたら速やかに生徒指導主任と管理職に報告をあげ「いじめ対策委員会」を中心に組織的に対応する。
- イ いじめを受けた児童を守り通すという姿勢で対応する。
- ウ いじめの状況について児童に聞き取りを行う際には、客観的な事実を把握するように心がけ、丁寧に記録し、事実を正確に把握できるようにする。
- エ いじめを行った児童には、教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- オ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家や、警察署、豊田・加茂児童・障害者相談センター等の関係機関との連携のもとで取り組む。

力 いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。

キ インターネット上の名譽棄損行為等、犯罪行為が疑われるいじめ事案については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

(4) いじめ解消の目安

いじめが止んだ（解決）と判断できる状態でも、3ヶ月を目安に十分な経過観察と適宜面談等を行い、「いじめ対策委員会」で最終的に「解消」と判断する。

〈いじめ解決の目安〉

- ・いじめを受けた児童が、現在いじめないと自覚している。
- ・いじめを受けた児童の保護者が、現在いじめないと判断できる。
- ・周りの児童や教職員から見て、現在いじめないと判断できる。

4 重大事態への対応

- (1) 事案に対し「いじめ早期相談票」を適切に教育委員会へ提出するとともに、重大事態が疑われる場合は、状況を教育委員会に報告する。その後、重大事態となった場合は、速やかに教育委員会に報告をし、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、いじめを受けた児童、保護者に対して適切に情報を提供する。

5 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、P D C Aサイクル（P L A N→D O→C H E C K→A C T I O N）で見直し、実効性のある取組となるよう努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価（1月）及び保護者への学校評価アンケート（11月）を実施し、いじめ対策組織でいじめに関する取組の検証を行う。

6 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修（O J T研修）を年2回計画し、児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 校内研修では、いじめ対応研修会の伝達研修や「いじめ防止・対応マニュアル」を用いた研修を実施する。
- (3) 「学校いじめ防止基本方針」はホームページに掲載する。必要に応じて、年度途中に見直しをする。
- (4) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

<参考資料① 取組の年間計画>

	いじめ防止対策組織	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携	
4月	P ↓ D ↓ C ↓ A ↓ P へ	○「学校いじめ防止基本方針」の内容の確認 ※検討は3月	○相談室やS Cの児童、保護者への周知 ○学年開き ○通学団会（登下校） ○「1年生を迎える会」	○いじめ相談窓口の児童、保護者への周知 ○身体測定 ○こころの健康観察（毎日）	○個別懇談会
5月				○「心のアンケート」（いじめアンケート） ○「学校いじめ防止基本方針」のHP掲載 ○学校公開日 ○学校運営協議会	
6月			○情報モラル指導（高）	○教育相談週間	○学校公開日
7月		いじめ対策委員会①	○情報モラル指導（中）		○個別懇談会
8月		○現職研修「いじめ対応研修（OJT）」			
9月			○いじめ防止プログラム（標語の募集）	○身体測定	○学校公開日
10月		○現職研修「ケーススタディ（OJT）」	○情報モラル指導（低）		○運動会（全校合同競遊）
11月				○「心のアンケート」（いじめアンケート） ○教育相談週間	○地域イベント参加 ○保護者への学校評価アンケート ○冷田のまちたんけん
12月		いじめ対策委員会②	○人権週間 ○赤い羽根募金活動		○個別懇談会
1月		○学校評価の実施→検証		○身体測定	○学校公開日 ○学校評価結果公表
2月		○自己評価			○学校運営協議会（授業参観・協議） ○発表会
3月		いじめ対策委員会③ ○「基本方針」の見直し	○卒業生を送る会	○文科省によるいじめ調査	
通年		○校内のいじめに関する情報の収集 ○対応策の検討	○集会における校長講話 ○道徳教育、体験活動、分かる授業の充実	○健康観察の実施 ○S Cによる相談	○地域の方の登下校見守り（随時）

冷田つ子を語る会（毎月1回）、生活アンケート（毎月1回）、教員チェックシートの実施（隨時）